

那珂市地域福祉計画

【見直し版】(案)

那珂
思いやりにあふれ、お互いを支えあうなかのよい市民のまち

平成 24 年 3 月

那 珂 市

目 次

本 編

第 1 章 計画策定の意義	1
第 1 節 計画策定の趣旨	1
(1) 背景	1
(2) 趣旨	1
第 2 節 計画の位置づけ	2
第 3 節 計画の期間	3
第 4 節 計画の実現と評価	3
第 5 節 計画策定方法及び体制	3
(1) 計画策定にあたっての基本的考え方	3
(2) 策定体制	3
第 2 章 市の現状と課題	5
第 1 節 人口・世帯	5
第 2 節 福祉の現状	7
(1) 高齢者	7
(2) 障がいのある人	8
(3) 子ども	9
第 3 節 地域福祉活動の現状	10
(1) 住民自治の取り組み	10
(2) 民生委員・児童委員	10
(3) 社会福祉協議会	10
(4) ボランティア活動	11
第 4 節 市民アンケート調査結果から.....	12
(1) 地域での活動について	13
(2) 地域福祉の推進について	14
第 5 節 「第 2 次那珂市地域福祉活動計画」(社会福祉協議会) 策定に際しての 市民の意見.....	17
第 6 節 地域福祉の課題	18

第3章 計画の基本的な考え方	19
第1節 基本理念	19
第2節 取り組みの体系.....	20
第3節 計画の福祉圏域について.....	21
(1) 福祉コミュニティの充実.....	21
(2) 市における福祉圏域の考え方	21
第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み	23
第1節 人づくり	23
第2節 心をつなぐ地域づくり	26
(1) 気軽に助けあい交流できる場づくり	26
(2) ボランティア活動や地域社会への参加の促進	28
第3節 安心の暮らしづくり	31
(1) 生活課題や福祉ニーズの早期発見・早期対応	31
(2) 福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり	33
(3) 人にやさしい福祉のまちづくりの推進	36
第4節 支え愛の仕組み（体制）づくり.....	39
第5章 計画の推進のために	41
(1) 地域の福祉力の強化	45
(2) 計画の推進体制づくり	45

第 1 章

計画策定の意義

第1章 計画策定の意義

第1節 策定の趣旨

(1) 背景

- ・家庭や地域における互いに支えあう力が弱くなり、地域住民の社会的なつながりも弱くなっています。
- ・少子・高齢化が急激に進み、成長型社会が終わり長引く景気の低迷と厳しい環境におかれているため、高齢者や障がい者等生活に係わる支援を必要とする人々は、一層厳しい状況に置かれています。
- ・反面、市町村の福祉施策等の効果により、ボランティアやNPO法人等の活動も活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも明らかとなっています。

こうした矛盾する社会状況の中で、福祉行政の役割は極めて重要となっており、加えて地域住民の自主的な助け合いの意義もますます大きくなろうとしています。



- ・平成15年度から市町村は地域福祉計画を、県は地域福祉支援計画をつくることと定められました。当市においても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、平成20年度に地域福祉計画の策定を行いました。
- ・平成23年度に、かつて例のない規模の被害が発生した東日本大震災の経験等を踏まえて、地域福祉計画の一部見直しを行うこととなりました。

(2) 趣旨

市民一人ひとりが尊厳を持って生きていける地域社会を創造し、『住んでよかった』と言われるようなまちづくりをめざし、次にあげる住民参加によるサービスを軸に、行政と市民との協働によって計画を策定します。

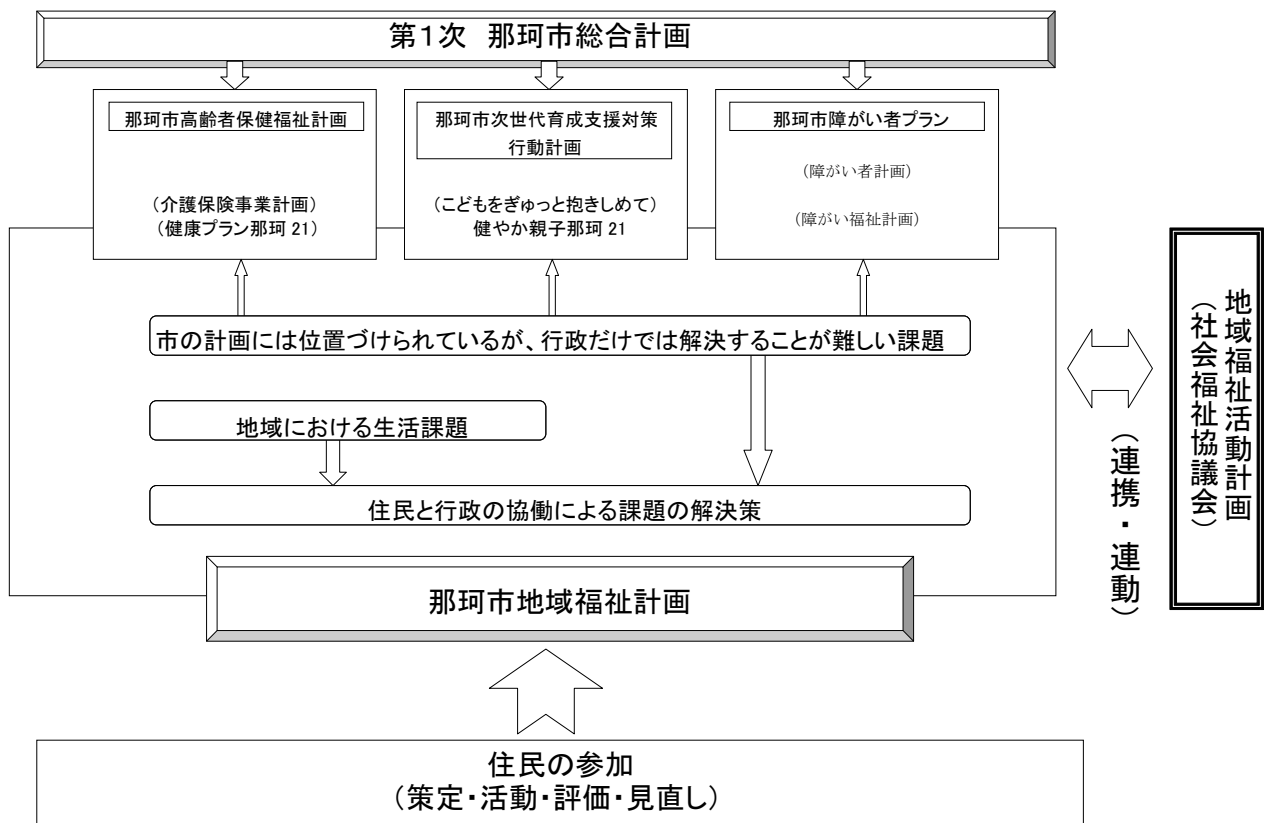
- 福祉・保健・医療・生涯学習等の関連分野を包括した地域の自立支援
- 相互支援の基盤となる福祉コミュニティづくり
- 地域福祉推進のためのネットワークづくり

第2節 計画の位置づけ

この計画は、第1次那珂市総合計画における「健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり」を、さらに具体的に進める福祉の総合的な計画とします。また、既存の那珂市高齢者保健福祉計画、次世代育成支援対策行動計画、那珂市障がい者プラン（那珂市障がい者計画・障がい福祉計画）と十分に調整を図った計画とします。

また、那珂市社会福祉協議会が策定した那珂市地域福祉活動計画と連携連動を図ります。併せて、市民の協働意識をつくり出す等、地域の福祉力を積み上げる住民参加型の計画とします。

図 那珂市地域福祉計画の位置づけ



第3節 計画の期間

平成21年度から平成25年度の5か年とします。

第4節 計画の実現と評価

事業の進捗状況等を踏まえ平成23年度に一部見直しを実施しました。

今後も計画の実施と継続性を確保するため、毎年度進捗状況を確認し、点検評価を実施します。

第5節 計画策定方法及び体制

(1) 計画策定にあたっての基本的考え方

- ・住民と行政の協働により地域福祉の充実を目指しました。
 - 広い分野から構成する推進委員会等を設置しました。
 - 市民アンケートの活用やパブリックコメント等により住民の意見を反映して地域の代表、福祉関係者、学識経験者等の協力を得ました。
- ・地域福祉推進の担い手である社会福祉協議会と連携を図りました。

(2) 策定体制

①地域福祉計画推進委員会

まちづくり協議会の代表、民生委員の代表、福祉関係団体の代表、学識経験者等幅広い分野から構成しました。

②地域福祉計画ワーキング委員会

本計画は、福祉だけでなく、健康・医療・教育・交通・住宅・環境等さまざまな分野に関わっています。このため市役所内において、福祉担当部局が中心となって、広く関係部局から委員を選出しました。



第2章

市の現状と課題

第2章 市の現状と課題

第1節 人口・世帯

本市の人口は、平成17年ごろまでは年々増加する傾向にあり、その後はゆるやかな減少に転じ、平成23年4月1日現在55,949人となっており、平成12年時点に比べると102人減少しています。

また、依然として世帯数が増加しており、1世帯あたりの人員は減少するなど、核家族化が進んでいることがわかります。

高齢化率は平成17年に20%を超えてから年々増加傾向にあります。平成12年から平成23年までの変化をみると、年少人口が14.5%減少し、老年人口が6.1%増加する等、少子高齢化が顕著になっています。

今後も、生産年齢人口の比率が大きく低下し、一方で高齢者人口の比率が上昇することが予想されており、地域社会に対する高齢化の影響がますます大きくなっていくことが考えられます。

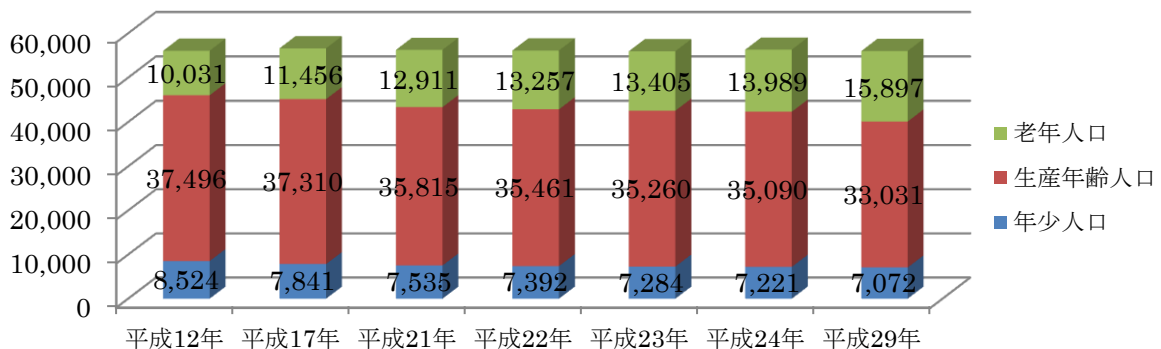
表 那珂市の人口推移

		平成12年	平成17年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成29年
人口 (人)	年少人口	8,524	7,841	7,535	7,392	7,284	7,221	7,072
	生産年齢人口	37,496	37,310	35,815	35,461	35,260	35,090	33,031
	老年人口	10,031	11,456	12,911	13,257	13,405	13,989	15,897
	計	56,051	56,607	56,261	56,110	55,949	56,300	56,000
比率 (%)	年少人口	15.2	13.9	13.4	13.2	13.0	12.8	12.6
	生産年齢人口	66.9	65.9	63.7	63.2	63.0	62.3	59.0
	老年人口	17.9	20.2	22.9	23.6	24.0	24.8	28.4
世帯数		17,289	19,476	20,519	20,765	20,939	20,929	21,875
一世帯あたり人員		3.2	2.9	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6

資料：平成23年度までは住民基本台帳(各年4月1日)、平成24年、29年は総合計画による推計値

※ 年少人口(0～14歳) 生産年齢人口(15歳～64歳) 老年人口(65歳～)

年齢3区分別人口の推移



高齢化の状況を地区別にみると、高齢化率が最も高いのは戸多地区の31.5%であり、最も低いのは菅谷地区の18.8%となっています。また、菅谷地区を除く全ての地区が20%を超えており、神崎地区、菅谷地区を除く6地区は25%を超えています。

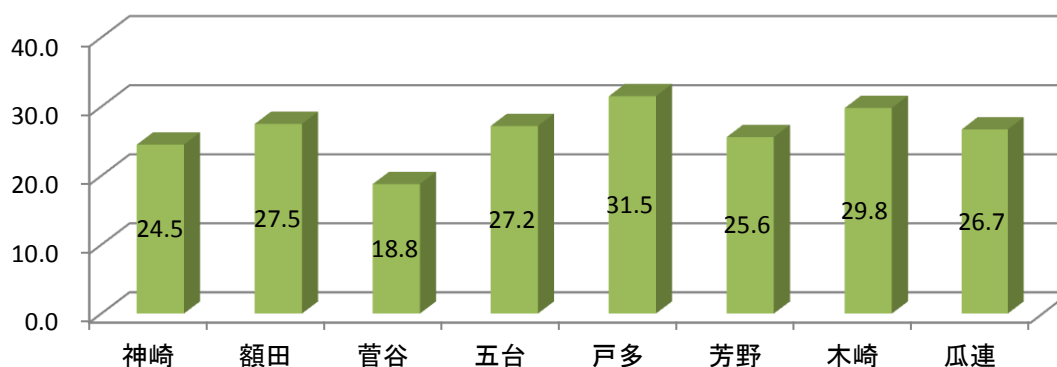
また、各地区とも一人暮らしの高齢者の方が人口の1～2%となっています。人数としては菅谷地区200人、瓜連地区139人等となっていますが、割合で見ると、戸多地区2.0%、木崎地区1.8%、瓜連地区1.6%、芳野地区1.5%等となっており、平成20年と比較して11.2%増となっています。

表 地区別高齢化の状況

	神崎	額田	菅谷	五台	戸多	芳野	木崎	瓜連	合計
人口(人)	5,403	4,002	20,159	8,312	1,960	4,998	2,535	8,580	55,949
65歳以上人口(人)	1,326	1,100	3,782	2,260	617	1,277	756	2,287	13,405
高齢化率(%)	24.5	27.5	18.8	27.2	31.5	25.6	29.8	26.7	24.0
一人暮らし高齢者(人)	59	54	200	115	40	75	40	139	722
人口に占める一人暮らし高齢者の割合(%)	1.1	1.3	1.0	1.4	2.0	1.5	1.8	1.6	1.3

資料：那珂市介護長寿課(平成23年4月1日)

高齢化率(%)



第2節 福祉の現状

(1) 高齢者

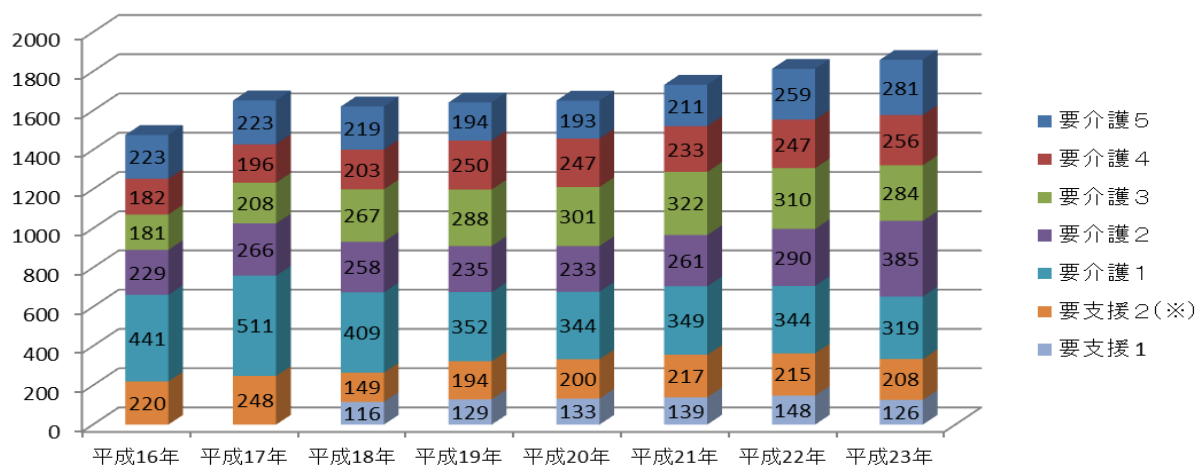
要介護（要支援）認定者数は年々増加しています。特に平成20年度以降の増加が顕著で、今後も高齢者人口の増加により介護保険制度の利用者は増えるものと考えられます。

表 介護保険(要介護・要支援認定者数の推移)

単位:人

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	
第1号	要介護5	223	223	219	194	193	211	259	281
	要介護4	182	196	203	250	247	233	247	256
	要介護3	181	208	267	288	301	322	310	284
	要介護2	229	266	258	235	233	261	290	385
	要介護1	441	511	409	352	344	349	344	319
	要支援2(※)	220	248	149	194	200	217	215	208
	要支援1			116	129	133	139	148	126
	計	1,476	1,652	1,621	1,642	1,651	1,732	1,813	1,859

資料: 那珂市介護長寿課 ※平成18年度より要支援が、要支援1と要支援2に分かれた。



☆地域包括ケアの推進のために☆

平成24年3月に「健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり」を基本理念とする「那珂市高齢者保健福祉計画（第6期那珂市高齢者保険福祉計画・第5期那珂市介護保険事業計画・第3期健康プラン那珂21）」を策定（改定）しました。計画に基づき、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本としつつ、健康づくりや介護予防事業の効果的な実施、介護保険事業の円滑な運営など、本市における高齢者の保健・福祉・介護施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

(2) 障がいのある人

障がい者手帳を持つ人は、平成22年に2,208人となっており、人口の約3.9%を占めています。身体、知的に障がいのある人は、この数年大きな変化はありませんが、精神に障がいのある人は増えており、障がいの種別は違っても、福祉的支援を必要としています。

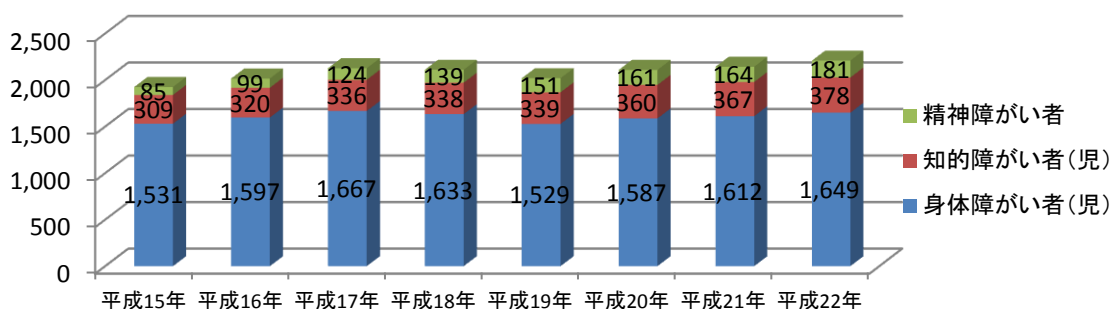
表 障がい者(児)の状況

単位:人

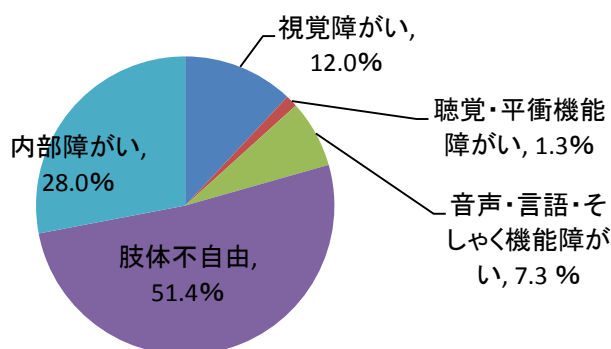
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
身体障がい者(児)	1,531	1,597	1,667	1,633	1,529	1,587	1,612	1,649
知的障がい者(児)	309	320	336	338	339	360	367	378
精神障がい者	85	99	124	139	151	161	164	181
合計	1,925	2,016	2,127	2,110	2,019	2,108	2,143	2,208

資料: 那珂市社会福祉課調べ

障がい者(児)の状況



障がいの内訳(平成22年)



☆共生社会の実現のために☆

障がいのある人が生き生きと充実した生活をおくることができるよう「ともに暮らし ともに輝くために」を計画の理念に掲げた『那珂市障がい者プラン (那珂市障がい者計画・障がい福祉計画)』を策定し、障がいの有無にかかわらず地域社会の誰もが、自立と自己決定を基本に、同等に参加・参画することのできる共生社会の実現のため、施策を推進しています。

(3) 子ども

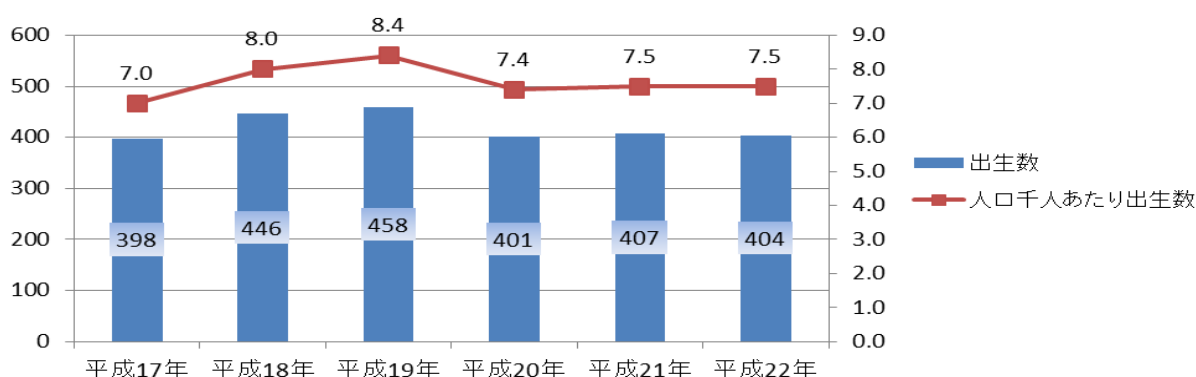
本市の出生数は、ほぼ 400 人前後で推移しており、人口千人あたりの出生数としては、ほぼ 8 人前後で推移していますが、若干、減少する傾向にあります。

出生率は、茨城県や全国と比較すると低く、平成 22 年の茨城県平均の人口千人あたり出生数は 8.2 人となっており、市の出生率が伸びないことが危惧され、一層の少子高齢化の進展が懸念されます。

表 出生数の推移

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
出生数	398	446	458	401	407	404
人口千人あたり出生数	7.0	8.0	8.4	7.4	7.5	7.5

資料：茨城県人口動態統計



☆豊かな未来の実現のために☆

平成 22 年 4 月に従来の「次世代育成支援対策行動計画」のそれぞれの施策目標や重点項目を見直し「後期行動計画」を策定しました。①安心して子どもを産み育てることができるまちづくり、②子どもが元気に成長できるまちづくり、③地域社会全体が子育てを支えるまちづくりを基本方針とし、地域を中心とした子育て支援等を行っています。

表 保育施設の状況

常設保育所	単位：人	
	定数	実収容
菅谷保育所(市立)	150	158
額田保育所(市立)	60	68
ゆたか保育所(私立)	120	109
かしま台保育所(私立)	90	100
ごだい保育所(私立)	90	95
瓜連保育園(私立)	120	128
合計	630	658

学童保育所	単位：人	
	定数	実収容
本米崎学童保育所	40	12
横堀学童保育所	40	28
額田学童保育所	40	59
菅谷学童保育所	60	78
菅谷西学童保育所	40	48
菅谷東学童保育所	70	65
五台学童保育所	50	71
戸多学童保育所	20	7
芳野学童保育所	35	28
瓜連学童保育所	60	38
木崎学童保育所	40	11
瓜連保育園学童	30	27
合計	525	472

資料：那珂市こども課(平成23年4月1日現在)

第3節 地域福祉活動の現状

(1) 住民自治の取り組み

本市では、これまでの「行政区」から、住民自治の考え方にに基づき多くの地域住民の参画により運営する「まちづくり協議会」、「地区まちづくり委員会」、「自治会」への移行を進めました。

現在、市全域を対象区域とする「まちづくり協議会」と、8つの「地区まちづくり委員会」、69の「自治会」が組織されています。自治会加入率については、近年減少傾向にありましたが、平成23年2月現在では75.11%と前年度に比べ若干増加しました。

今後は、これらの自治組織において、多くの地域住民の創意工夫により、事業内容の改善や新たな事業の実施などに取り組むことが期待されます。

(2) 民生委員・児童委員

市内を3地区に分け、合計105人の民生委員・児童委員が、地域福祉の向上のため活動しています。

<民生委員・児童委員の活動>

- 地域住民の生活実態や諸問題の把握や問題解決のための訪問活動
- 心配ごとや悩みごとを持つ市民に対しての相談・助言
- 市民への社会福祉制度やサービスの情報提供
- 定例会や研修会の開催

しかしながら、個人情報等に対する市民意識の高まりにより、民生委員・児童委員の活動が制限されるケースも見られます。今後は、民生委員・児童委員の活動や役割について、一層の周知を図り、住民の理解を深めていく必要があります。

(3) 社会福祉協議会

社会福祉協議会では、第2次地域福祉活動計画とあわせて、第2次社協発展・強化計画を策定し、社会福祉協議会としての向こう5年間の計画を定めました。その中では、地域福祉活動をより円滑に推進するため、今までの事業ごとであった窓口を、地域を基礎とする窓口へ改め、よりわかりやすい組織体制への発展を目指しています。

今後、新たな組織体制によって、要援護者やボランティア市民活動の相談支援に、柔軟かつ迅速に取り組んでいくことが期待されます。

(4) ボランティア活動

平成 23 年度から「那珂市市民活動団体登録制度」が開始され、ボランティアや市民活動を取り巻く環境が大きく変化しました。これにより今まで把握されてこなかった団体や人材が把握され、福祉分野の活動から国際交流等多岐にわたるボランティアや市民活動が地域の中で行われることになりました。

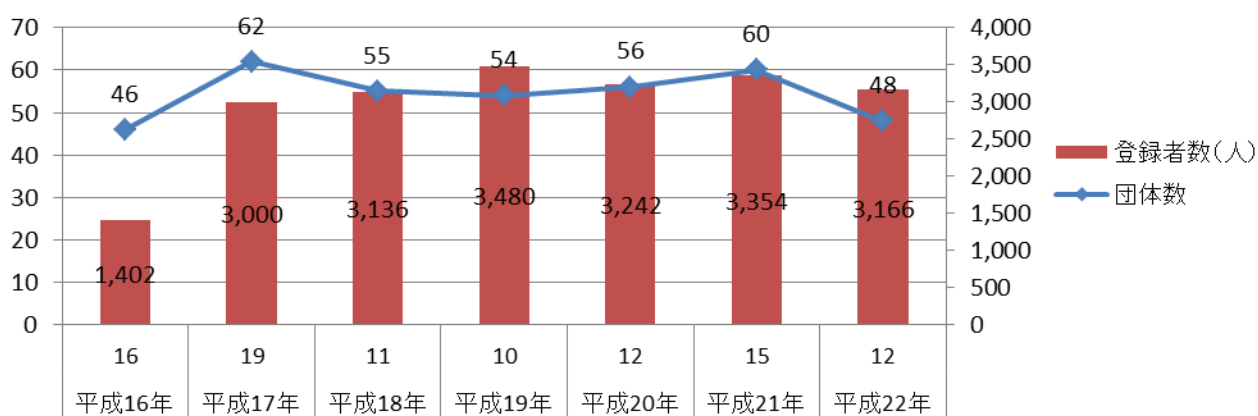
今後、様々な団体が広がりを持ちながら地域福祉の活動に参加していくことが期待されます。

表 ボランティアの状況

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
個人(人)		16	19	11	10	12	15	12
団体	団体数	46	62	55	54	56	60	48
	登録者数(人)	1,402	3,000	3,136	3,480	3,242	3,354	3,166

資料：那珂市社会福祉協議会

ボランティア団体の状況



第4節 市民アンケート調査結果から

本市が実施する様々な取り組みに関連する項目について、市民の現状や意向を把握し、第1次那珂市総合計画等各種計画の進行管理に役立てるため、市民アンケートを平成23年2月から3月にかけて実施しました。

アンケートの実施方法

発送数：2,000通（20歳以上の市民の中から系統抽出により抽出）

回答数：1,070通

回答率：53.50%

実施時期：平成23年2月4日～平成23年3月8日

表 回答者の年齢

NO.	選択肢	回答数	構成比	発送数	回答率
1	20代	97	9.07%	297	32.66%
2	30代	161	15.05%	334	48.20%
3	40代	139	12.99%	314	44.27%
4	50代	194	18.13%	360	53.89%
5	60代前半	162	15.14%	228	71.05%
6	60代後半	126	11.78%	174	72.41%
7	70以上	187	17.48%	293	63.82%
	無回答	4	0.37%		
合計		1070	100.00%	2000	53.50%

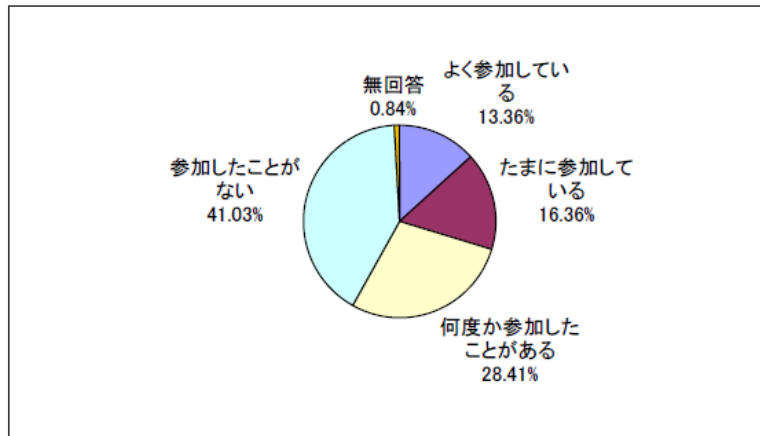
表 回答者の住所（地区）

NO.	選択肢	回答数	構成比	発送数	回答率
1	神崎	105	9.81%	195	53.85%
2	額田	73	6.82%	143	51.05%
3	菅谷	398	37.20%	726	54.82%
4	五台	164	15.33%	297	55.22%
5	戸多	33	3.08%	72	45.83%
6	芳野	93	8.69%	173	53.76%
7	木崎	44	4.11%	105	41.90%
8	瓜連	156	14.58%	289	53.98%
	無回答	4	0.37%		
合計		1070	100.00%	2000	53.50%

(1) 地域での活動について

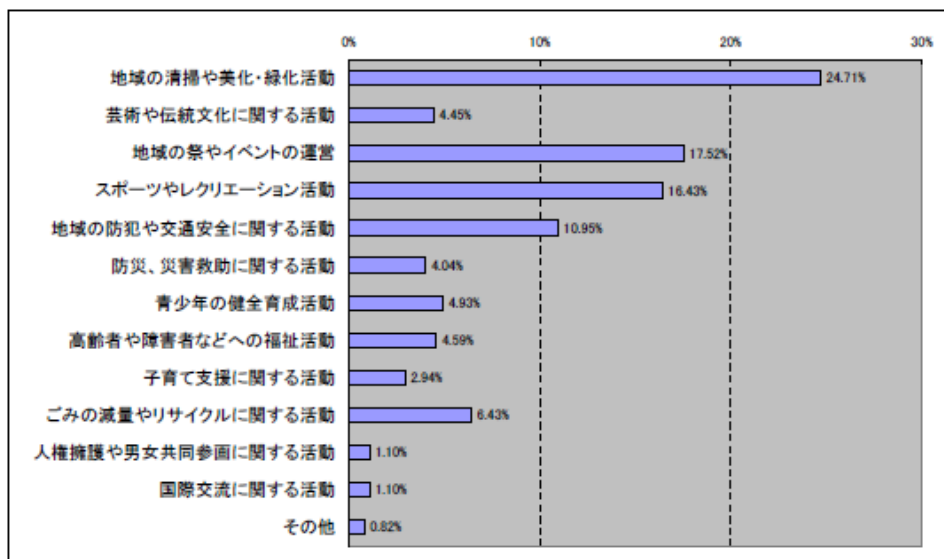
問 あなたは、まちづくり活動に参加したことがありますか。

- ◆まちづくり活動への参加度は「よく参加している」「たまに参加している」「何度か参加したことがある」が58.13%と過半数を超えていますが、「参加したことがない」が41.03%となっています。
- ◆年代の高い世代の参加が多く、特に若い世代の参加が少なくなっています。
- ◆地域活動の参加度合いが高い地区は、戸多地区で約8割、瓜連地区で約7割の参加割合（「よく参加している」と「たまに参加している」と「何度か参加したことがある」の合計）となっていますが、額田地区や菅谷地区や芳野地区では4割を下回っています。



問 まちづくり活動に参加したことがあると回答の方、その内容は何ですか。

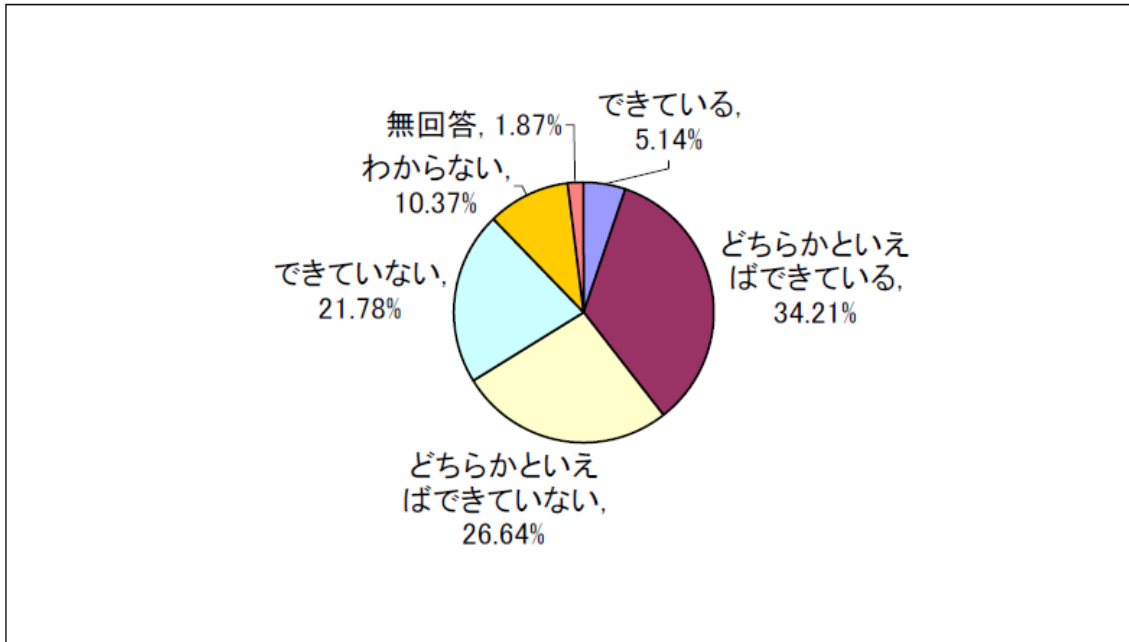
- ◆参加している地域活動は、「地域の清掃や美化・緑化活動」「地域の祭やイベントの運営」「スポーツやレクリエーション活動」となっています。



(2) 地域福祉の推進について

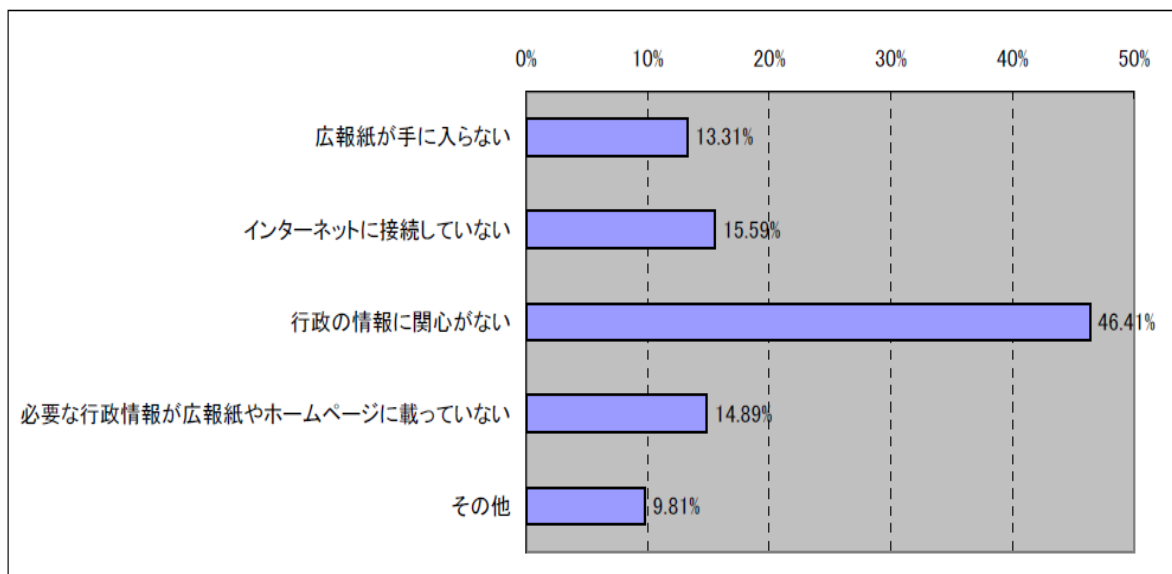
問 あなた是那珂市の行政情報が把握できていると思いますか。

- ◆ 「できている」と「どちらかといえばできている」が4割を下回っており、「どちらかといえばできていない」「できていない」が約5割で若い世代ほど割合が高くなっています。



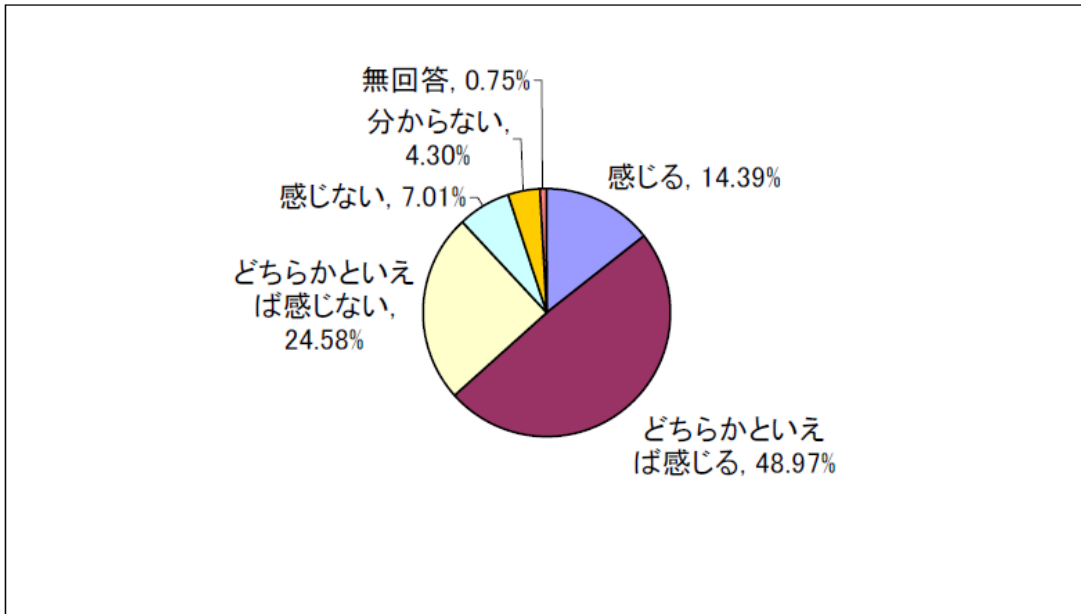
問 前問で「どちらかといえばできていない」「できていない」と回答の方、その理由は？

- ◆ 「行政の情報に関心はない」が約5割を占めています。



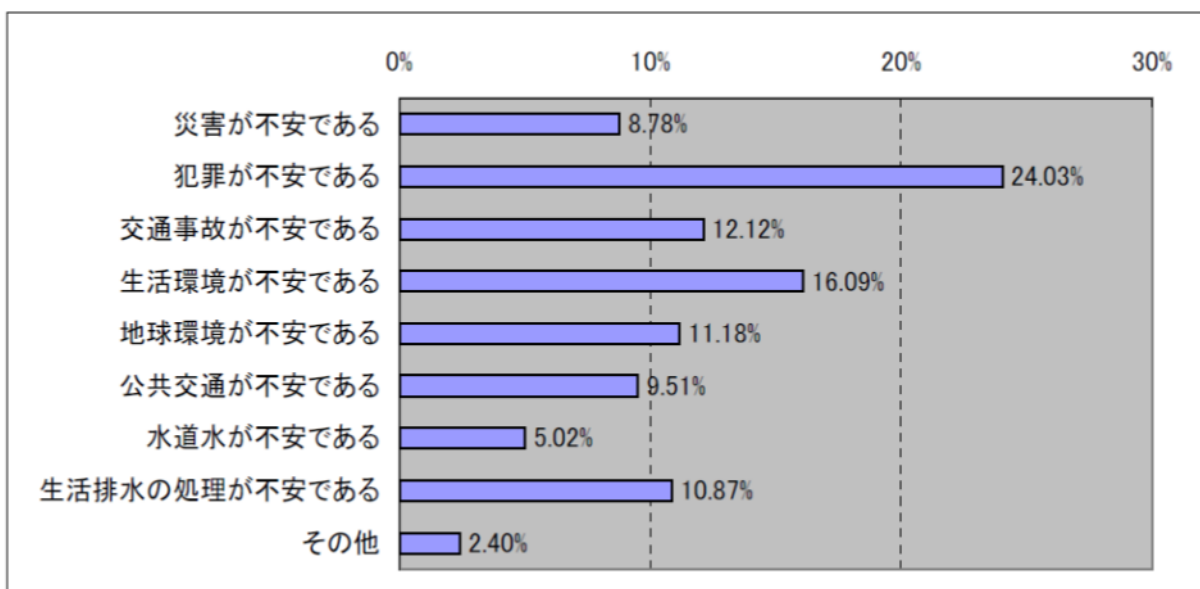
問 安全な生活が送れていると感じますか。

- ◆ 「感じる」と「どちらかといえば感じる」が6割以上を占めていますが、「どちらかといえば感じない」「感じない」が約3割となっています。



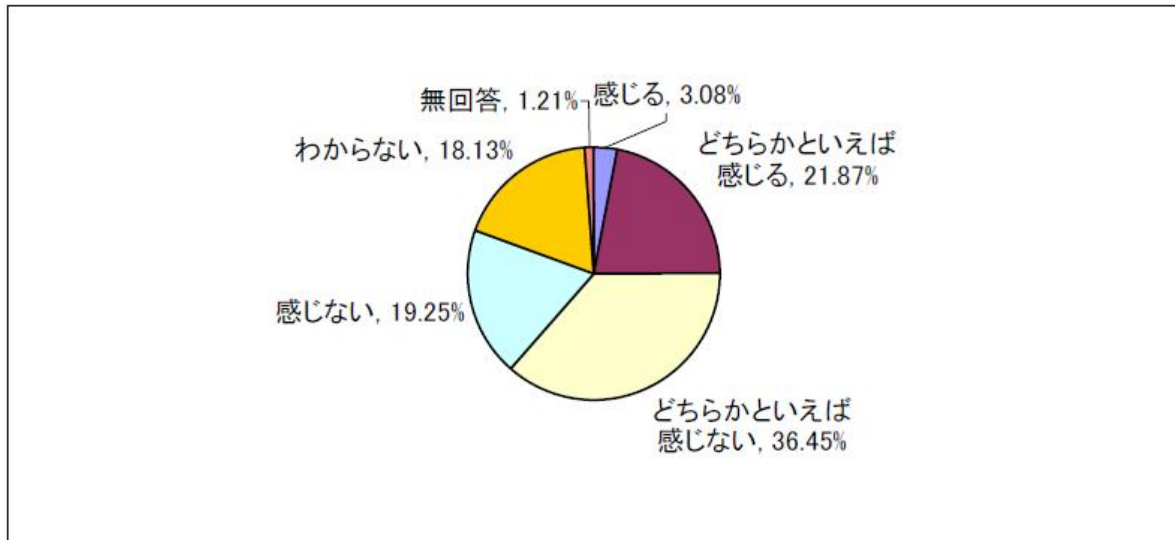
問 前問で「どちらかといえば感じない」と「感じない」と回答の方、それはどのような理由からですか。

- ◆ 「犯罪に不安である」が約4分の1、続いて生活環境や交通事故に不安を感じています。



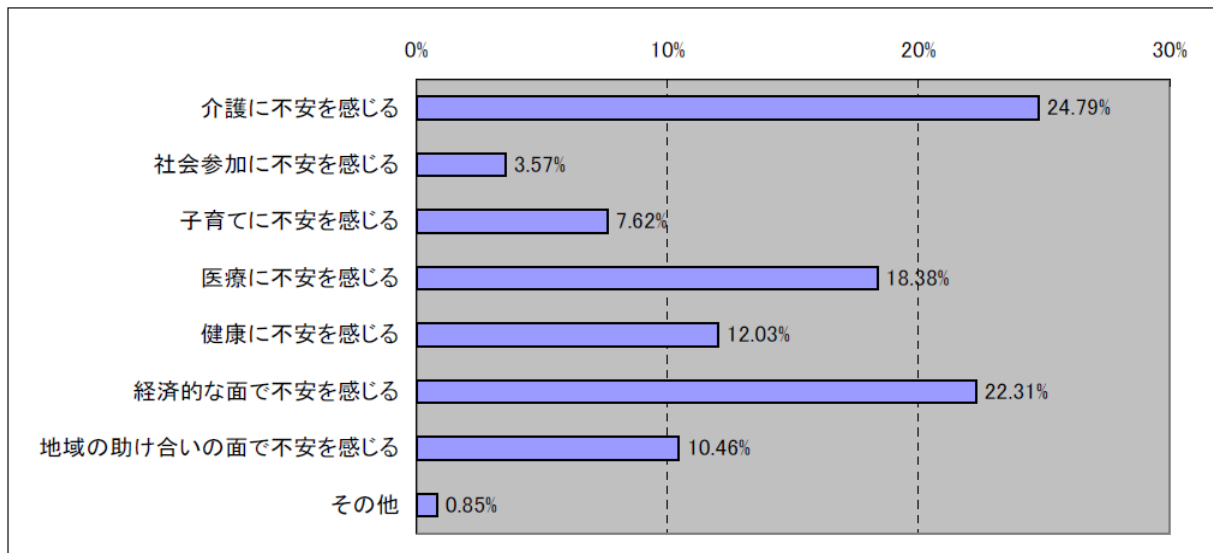
問 今の市の福祉環境で暮らして行く中で安心を感じますか。

- ◆ 「感じる」と「どちらかといえば感じる」が4分の1と低く、「どちらかといえば感じない」「感じない」が5割以上を占めています。



問 前問で「どちらかといえば感じない」「感じない」と回答の方、それはどのような理由からですか。

- ◆ 「介護に不安を感じる」が約4分の1、続いて経済的な面や医療に不安を感じています。



第5節「第2次那珂市地域福祉活動計画」(社会福祉協議会) 策定に際しての市民の意見

東日本大震災後、那珂市社会福祉協議会では、震災時の実情や課題等を市民・関係機関(者)の意見として集約しました。それらの意見を分析し平成23年度、第2次地域福祉活動計画を策定しました。

① 小地域やコミュニケーションに関する課題

- ・震災時には、考えていた以上の助け合いが小地域で行われていました。
 - ・家族や親族の絆を含め、今まで以上に「人とのつながり」について考える気運が高まり、このつながりが、さまざまな困難を乗り越える力となり、安心のための支えとなることがわかりました。
 - ・一部においてその気運は、通常の生活を取り戻す中で、徐々に薄れてきている傾向が見られました。
- 気運が高まっている小地域のつながりをさらに活発にすることで、誰もが安心して暮らせるコミュニティをつくっていく必要があります。

② 協働して活動する範囲に関する課題

- ・震災を通じて、地域で「何とかしよう」という機運が高まりました。
 - ・震災から時間が経過し機運の低下が見られましたが、一方ではそのような気運の低下に歯止めをかけようとする意見があげられていました。
 - ・平成23年度から新たに始まった自治会制度への移行に伴い、改めて協働で地域をつくっていく方向性が打ち出される等、地域を取り巻く環境が大きく変化してきています。
- 暮らしやすい地域をつくっていくため、さまざまな住民・団体・機関が協働し広がりのある地域福祉活動を展開していく必要があります。

③ 社会環境に関する課題

- ・今回の震災によって、障がい者の普段からの暮らしづらさが改めて浮き彫りとなりました。
 - ・日常においては支援対象として認識されていなかった、日中独居高齢者や高齢者のみの世帯に対する支援のあり方について、再認識させられることとなりました。
 - ・災害時に各関係機関(者)が、個別に把握された対象者に対して、迅速に活動を行った一方で、情報の共有によりさらに効果的な活動ができたのではないかとの意見もありました。
- 誰もが暮らしやすい環境をつくっていくため、人や情報をつなぎ市全体の活動へ展開していく必要があります。

第6節 地域福祉の課題

本市の現状を整理するなかで、平成21年度に見えてきた大きな4つの課題に継続して取り組めます。

① 人づくり

- 地域福祉は市民が主役であるという福祉や人権に関する意識の高揚
- 地域の生活課題に対し、一人ひとりが課題の解決に向け、主体的に活動する意識の高揚

②心をつなぐ地域づくり

- 同じ悩みを持つ人どうしが支えあい、地域に暮らすさまざまな人が気軽に交流できる機会づくり
- 困った時に気軽に助け合える仕組みづくり
- 自ら、地域に参加できるきっかけや場所づくり
- 地域福祉活動に取り組む個人、団体、関係機関のネットワークの強化

③安心の暮らしづくり

- 誰でも簡単に情報が手に入り、いつでも相談できる仕組みづくり
- 直接相談窓口に行けない人、夜間や休日でない人と相談に行けない人等のための多様な相談手段の確保
- 利用者の不安や相談に的確に対応できる体制づくり
- 福祉サービスの利用方法や制度、提供する事業者等の情報が的確に伝わる仕組みづくり
- 質・量ともに十分なサービスが提供される体制づくり
- 人に優しい福祉のまちづくり（道路、交通機関、住環境などの改善）
- 犯罪のないまち、防犯体制の確立
- 災害時等緊急事態の際の要援護者への迅速かつ的確な支援体制づくり
- 要援護者の情報の的確な把握と関係機関等との情報の共有

④地域・行政のパートナーシップによる支え愛の仕組み(体制)づくり

- 市民、行政、関係団体が対等の立場で、協力して役割を分担しあえる関係づくり
- 市民、行政、関係団体の信頼関係づくりと相互に連携・協力しやすい環境づくり
- 市民の自発性を尊重し、多様な活動を支援する受け皿づくり

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本市においても、少子高齢化、核家族化の進行等により、地域社会が急速に変化しています。地域の成り立ちだけでなく、価値観やライフスタイルの多様化もあり、地域の人間関係が弱くなり、昔からの近所づきあいや助け合いの場面が少なくなってきました。

市民の誰もが安心して生活し続けるためには、必要なサービスを的確に、そして総合的に受けることができる仕組みが必要不可欠です。市でも既に高齢者や障がい者、児童を対象とするそれぞれの福祉計画を策定し、その実行に努めています。

那珂市地域福祉計画では、全ての市民が分け隔てなく住み慣れた家庭や地域で安心して生活し続けていくためには、地域で支え合う新たなつながりが重要であり、市民一人ひとりが、お互いを認め合い、思いやりを持って支えあう心を持っていることが基本であると考えます。

こうした視点から、本計画の基本理念を次のようにしました。

那 珂
思いやりにあふれ、お互いを支えあうなかのよい市民のまち

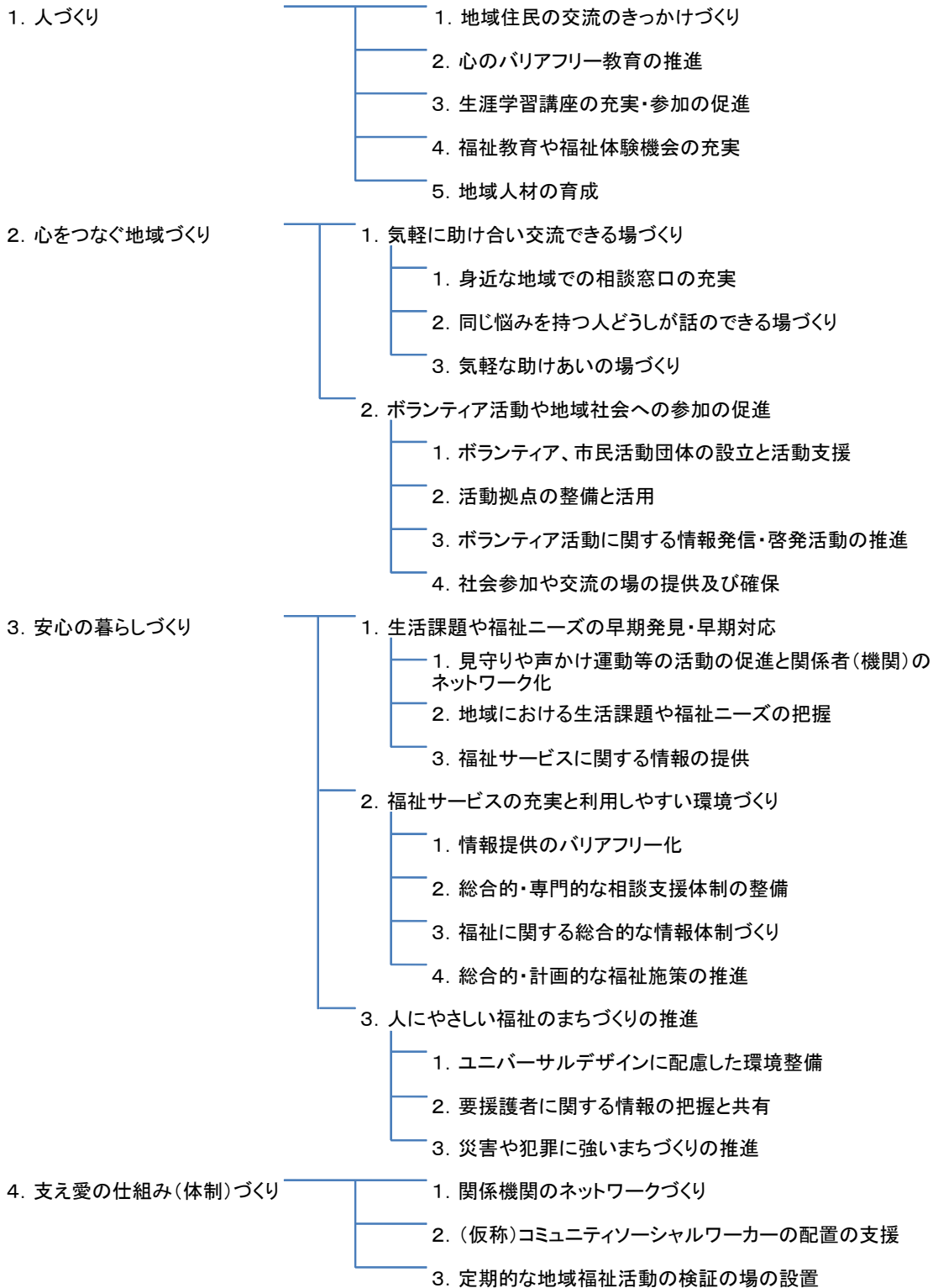
本計画では、お互いを認め合い、思いやりを持って支えあう心を持つ「人づくり」に取り組みながら、市民一人ひとりの「心をつなぐ地域づくり」を行い、誰もが住み慣れた家庭や地域で住み続けられる「安心の暮らしづくり」を目指します。

また、本計画では、市民一人ひとりが主役であり、その活動の舞台は生活に身近な地域となります。その地域は、さまざまな課題を抱え、実情も多様となっています。したがって、最も身近な地域を基本としながら、事業やサービスがより効果的・的確に届けられるよう多層的な福祉圏域を設定し、それぞれの地域に応じて具体的に取り組んでいきます。

こうした考え方のもと、本計画では、市民一人ひとり、自治会、組合（班）、民生委員・児童委員、子ども会、高齢者クラブ、障がい者団体、NPO法人・ボランティア団体・市民活動団体とともに、社会福祉協議会、行政等の関係機関が連携・協働していくための「支え愛の仕組み（体制）づくり」を行っていきます。

第2節 取り組みの体系

地域福祉の課題を解決し、『思いやりにあふれ、お互いを支えあうなかのよい市民のまち』を目指すため、4つの柱を立て、次に掲げる施策の体系に基づき取り組みを実施します。



第3節 地域福祉計画の福祉圏域について

地域福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを効果的に展開していくためには、それぞれの事業や活動に適切な地域の範囲を設定することが必要です。ここではこの地域の範囲を福祉圏域とします。

(1) 福祉コミュニティの充実

市では、都会に比べて地域のつながりがまだ残っているものの、以前に比べると住民相互のつながりが弱くなっています。少子高齢化が進むにつれ、不安を抱えたひとり暮らしの高齢者や、周囲に子育て中の親がいない等子育てに悩む家庭も増えていくことが考えられます。

市民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けるためには、市民一人ひとりの福祉に対する意識を高めるとともに、地域社会におけるネットワークづくりや日常生活を送る地域での福祉活動の展開等、地域社会における福祉機能の充実を図ることが重要です。

そして、福祉コミュニティでは、行政等の福祉サービスとともに、身近な地域での支えあいを効果的に組み合わせ提供する福祉マネジメントの仕組みづくりを進めていく必要があります。

(2) 市における福祉圏域の考え方

市民生活に根ざしたこれまでの地域社会や学校、まちづくり、福祉サービス等の既存の圏域を踏まえながら、市民の実感に根ざしたわかりやすい圏域を設定する必要があります。

地域福祉計画では、以下の小福祉圏域、基幹圏域、基本圏域（市全域）を設定し、それぞれの特性に応じた施策を展開していきます。

表 福祉圏域の考え方

現在の地域圏域	現状・概要	福祉圏域
自治会（69） 組合（班）	日頃の見守りや助け合い等が行われている地域の範囲 地域活動が最も活発に行われている地域の範囲	小福祉圏域 ・地域の問題を話し合い、解決するため、地域住民が主体となった取り組み推進の基本となる圏域
地区（8）	旧町村単位であり、公民館分館、支部社協、区長会などの組織が一本化された地区まちづくり委員会が新たに組織され、地域社会の基幹となる圏域	基幹圏域 ・小福祉圏域の相互連携・調整や、ネットワークの構築、活動の支援等多様な関係者の参画を得ていくため基幹となる圏域
那珂市全域	高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉の福祉全般におけるサービス圏域	基本圏域 ・基幹圏域間の相互調整や地域福祉活動の取り組み状況についての情報交換を行い、地域福祉の推進を図る、市全体を1つとする圏域

※上記以外に、施策の内容により中学校区（5 地区）や日常生活圏域（地域包括支援センターの3地区）などで、取り組みを行っていきます。



第4章

地域福祉の推進に向けた取り組み

第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み

那珂市地域福祉計画では、基本理念をふまえ、次の4つの柱に従って、それぞれに目標を掲げ、市民や社会福祉協議会、その他関係機関と協力して事業を行います。

- (1) 人づくり
- (2) 心をつなぐ地域づくり
- (3) 安心の暮らしづくり
- (4) 支え愛の仕組み(体制)づくり

第1節 人づくり

① 地域福祉の課題

- 地域福祉は市民が主役であるという福祉や人権に関する意識の高揚
- 地域の生活課題に対し、市民一人ひとりが課題の解決に向け、主体的に活動する意識の高揚

② 目標

- 自ら地域に関心を持ち、意識を持てるような機会をつくります。
- 同じ地域に住む人どうしが、お互いを認めあい支えあう思いやりのある地域づくりを進めます。

③ 行政の取り組み

1. 取り組みの方針

誰もが暮らしやすい地域づくりのために、自分の暮らす地域に関心を持ち、地域の活動に参加できるよう意識啓発を進めます。

2. 取り組みの内容

施策1. 地域住民の交流のきっかけづくり			
地域住民	・地域住民がお互いに顔見知りになるよう、新しい市民や若者に対してもあいさつや声かけの運動を続けます。		
行政	・地域で生活するより多くの方々の要望や意見が、市や地域に届けられる機会を増やします。		
	・これまで地域の活動に参加できなかった人に対して、これから何か始めてみようと思えるような地域活動参加のきっかけづくりを進めます。		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民意識調査の実施 ・ 広報誌やホームページを通じた地域住民交流のきっかけとなる情報の提供 ・ 地域住民の地域活動参加の促進 	全期間	企画課 市民協働課 行財政改革推進室 社会福祉課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ あん・しん・ねっと事業や三代交流支援事業、物品の貸出事業、地域座談会等を通じて、市民の地域活動に対する意識啓発を地域単位で進めます。 ・ 地域福祉推進研修会を通じて、広く活動の啓発を行います。 		

実施時期 前期：3か年目を目途に事業を実施するもの
後期：事業期間内（5か年）の4～5年目を目途に事業を実施するもの

施策2. 心のバリアフリー教育の推進			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者層や若者層等、地域の活動や行事に参加することが少ない人に対して、地域活動への参加に向けた積極的な呼びかけをします。また初めて参加する人が不安に思わないよう受入れのあり方を工夫します。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> 人権や福祉に関する広報・啓発活動に努め、人権や福祉について考える機会や学ぶ機会を充実します。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌やパンフレットによる人権啓発の実施 人権や福祉に対する意識を高める市民活動セミナー等の実施 	全期間	秘書課（市民相談室） 学校教育課 生涯学習課 市民協働課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 世代間交流の支援を通じて、様々な市民の活動への参加を呼びかけます。 障がい等の理解を進めるため、地域単位での研修を進めます。 地域での福祉教育を総合的に推進するための事業を展開します。 		

施策3. 生涯学習講座の充実・参加の促進			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> 行政や社会福祉協議会が実施する学習機会に積極的に参加して、人権や福祉に関する正確な情報や正しい考え方を学びます。 お祭や防犯活動、環境美化活動等を行っている組織に加入し、活動に積極的に参加します。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市民がレクリエーション・文化・スポーツ・ボランティア活動に気軽に参加できるように学習の機会や場を充実します。 高齢者がこれまでの経験で身につけてきた豊富な知識や経験・技術を活かすことのできる場を設け、高齢者自身の社会参加を促すとともに、若い世代との交流を進めます。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> レクリエーション、文化、スポーツ活動の推進 	全期間	生涯学習課 介護長寿課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 身近な暮らしの出前講座やボランティア市民活動を通じて、市民の持っている技術を地域活動へ活かせる場所を提供し、活動への市民の参加を促進します。 		

施策4. 福祉教育や福祉体験機会の充実			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> 行政や社会福祉協議会が実施する学習機会に積極的に参加して、人権や福祉に関する正確な情報や正しい考え方を学びます。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> 学校・地域・家庭における徳育や福祉に関する学習、体験学習活動を進めます。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> 学校、社会教育における徳育や福祉に関する学習体験活動の推進 各種講演会の実施 	全期間	学校教育課 生涯学習課 社会福祉課 介護長寿課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 障がい等の理解を進めるため、地域単位での研修を進めます。(再掲) 地域での福祉教育を総合的に推進するための事業を展開します。(再掲) 研修会や講演会を通じて、地域福祉について広く啓発します。 		

施策5. 地域人材の育成			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者層や若者層等、地域の活動や行事に参加することが少ない人に対して、地域活動への参加に向けた積極的な呼びかけをします。また初めて参加する人が不安に思わないよう受入れのあり方を工夫します。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> 経験の豊富な高齢者や地域福祉に関心を持つ地域の人材を見つけ、活躍できる場を確保します。 地域での交流や気軽な助けあいを広げるために、地域の人材の活用や育成を進めます。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> 地域における人材育成の促進 活躍の機会や場の確保と活動の要請 	全期間	生涯学習課 社会福祉課 市民協働課 こども課 介護長寿課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり講座を開催し、地域単位で活動する人材の発掘育成をします。 ボランティア養成研修やボランティアリーダー研修を通じて、必要なニーズごとに活動する人材を育成します。 		

第2節 心をつなぐ地域づくり

(1) 気軽に助けあい交流できる場づくり

① 地域福祉の課題

- 同じ悩みを持つ人どうしが支えあい、地域に暮らすさまざまな人が気軽に交流できる機会づくり
- 困った時に気軽に助けあえる仕組みづくり

② 目標

- 身近な地域で、気軽に交流や助けあいが行える環境を整えます。

③ 行政の取り組み

1. 取り組みの方針

身近な地域での支えあいの組織・仕組みづくりとして、既存組織も含めて地域の問題をみんなで考え話しあえる環境を整えます。

2. 取り組みの内容

施策1. 身近な地域での相談窓口の充実			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のさまざまな人が気軽に集まれる場や機会についての情報発信を進めます。 ・ ひとりで悩まないで交流の場等に足を運びます。 ・ 市の広報等を利用して自分の地域の担当民生委員・児童委員を知る等、福祉のことで困った時に必要な情報提供や助言が受けられるようにします。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困ったときに相談にのってくれる身近な相談相手となる民生委員・児童委員について、多様な機会を通じて紹介し、コミュニティソーシャルワーカー※（社協）（詳細はP40）の配置について支援します。 ・ 市や地域包括支援センター、社会福祉協議会の各種の相談事業について情報提供を充実するとともに、身近な地域で相談ができるような体制をつくります。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌やホームページによる民生委員・児童委員の活動の周知 ・ コミュニティソーシャルワーカー（社協）の配置の支援 ・ 市や社会福祉協議会の相談事業の周知と窓口の充実 	全期間	社会福祉課 こども課 介護長寿課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ あん・しん・ねっと事業を強化し、地域ごとの総合的窓口機能を強化します（コミュニティソーシャルワーカー）。 ・ 障がい者相談支援事業やひよこ相談（障がい児生活相談）等を行うことで、身近な範囲での相談できる環境を整えます。 		

施策2. 同じ悩みを持つ人どうしが話しあいのできる場づくり			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のさまざまな人が気軽に集まれる場や機会についての情報発信を進めます。 ・ひとりで悩まないで交流の場等に足を運びます。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者にしかわからない悩みや相談ごとを同じ立場の人どうしで話しあい、悩みの軽減や解消ができる場をつくります。 ・地域におけるふれあいの場、高齢者やその家族を対象とするサロン、障がい者や市民が活動をとともにできる場、子育て中の世帯や親子のふれあいの場等さまざまな分野を超えた交流も進めます。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター事業の実施 ・子育てサークルの支援 ・ふれあい・いきいきサロン活動の促進 ・つどいの広場事業の実施 ・地域におけるふれあいの場の創出 	全期間	こども課 社会福祉課 市民協働課 介護長寿課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフヘルプグループ活動支援を行うことで、同じ悩みを持つ人どうしが、助け合える環境づくりを進めます。 ・おもちゃの図書館やニーズ把握のための会議研修等を通じて、同じ悩みを持つ人どうしが出会う機会をつくります。 		

施策3. 気軽な助けあいの場づくり			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとりで悩まないで交流の場等に足を運びます。 ・近隣の公園や集会施設をみんなが利用しやすいよう、適切な利用方法や維持管理に協力します。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の福祉サービスや制度では対応しにくい、ちょっとした助けあいを市民が気軽に行えるような機会や場づくりを進めます。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・地区まちづくり委員会・自治会の活動支援 ・地域における助けあい運動の促進 	全期間	市民協働課 社会福祉課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・あん・しん・ねっと事業を通じて、住民どうしの助け合いを進めます。 ・ファミリーサポートセンターの活動を通じて、相互援助活動を進めます。 		

(2) ボランティア活動や地域社会への参加の促進

① 地域福祉の課題

- 自ら、地域での活動に参加できるきっかけや場所づくり
- 地域福祉活動に取り組む個人、団体、関係機関のネットワークの強化

② 目標

- 地域福祉の担い手として、さまざまな団体や多くの人々の活動がさらに活発になり、子どもから高齢者までより多くの市民の参加のもと活動の輪が広がる地域福祉のネットワークを確立します。

③ 行政の取り組み

1. 取り組みの方針

ボランティアやさまざまな市民活動団体の活動が継続し活性化していけるよう市民活動の支援や市内の施設を活用した活動拠点の整備及び有効活用を進めます。

市民活動支援センター※を運営する社会福祉協議会等と連携しながら、ボランティア活動に関する情報の周知・広報を進めるとともに、市民の活動参加のきっかけづくりに取り組みます。

2. 取り組みの内容

施策1. ボランティア、市民活動団体の設立と活動支援			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で行われているさまざまなボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参加・協力します。 ・誰もが参加しやすいボランティア活動のあり方、気軽に参加できるボランティア活動の仕組み等をみんなで考えます。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・新しく活動を進めるうえで気をつける点や、基本的な技術・方法等に関する情報提供を行います。 ・ボランティアグループや市民活動団体に対して、活動の場や資機材の提供、団体間の交流促進等の支援を行います。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体への活動支援の充実 ・市民活動支援センターの活動支援 ・市民活動支援センターの機能充実 	全期間	市民協働課 社会福祉課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア養成研修やボランティアリーダー研修等を通じて、人材の養成を行います。 ・市民活動支援センターにおいて、活動の場や資機材の提供、情報提供を行います。 		

※那珂市市民活動支援センター

市と市民との協働のまちづくりを推進するため、協働の重要なパートナーである市民活動団体の活動を総合的に支援する施設として、平成23年4月に開館しました。支援センターは次のような機能を備えています。

- ① 市民活動団体及びボランティアの活動に必要な情報の収集及び提供（情報センター機能）
- ② 市民活動団体及びボランティアへの指導及び相談（相談窓口機能）
- ③ 活動に必要な設備（印刷機・複写機・貸ロッカー・ノートパソコン・ミーティングルーム等）の整備及び維持管理（拠点施設機能）

施策2. 活動拠点の整備と活用			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で行われているさまざまなボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参加・協力します。 ・学校等が実施する福祉体験やボランティア活動に協力します。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援センターやまちづくり委員会の活動拠点となっている施設等について、ボランティアや市民活動が活発に行えるよう整備し、有効活用を進めます。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・既存公共施設等の有効活用 ・市民活動支援センターの機能充実（再掲） ・地区まちづくり委員会の拠点施設の維持管理 ・自治会拠点施設整備の支援 	全期間	市民協働課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援センターが有効活用できるよう運営を行います。 		

施策3. ボランティア活動に関する情報発信・啓発活動の推進			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでボランティア活動に参加していない人が、気軽にボランティア活動へ参加できるよう、身近な人からの声かけや誘い合いをします。 ・市や社会福祉協議会等が開催する講座等に積極的に参加し、ボランティア活動の知識や実践方法を学びます。 ・誰もが参加しやすいボランティア活動のあり方、気軽に参加できるボランティア活動の仕組み等をみんなで考えます。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やパンフレット、ホームページ等を通じて、ボランティア活動の意義や市内での活動状況、相談窓口等の周知・啓発を行います。 ・ボランティアの技能向上のための各種講座の開催や、社会福祉協議会等による各種講座の実施を支援します。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動情報の集約一元化 ・市民活動支援センターの機能充実（再掲） 	全期間	市民協働課 社会福祉課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やホームページ等を通じて情報を発信し、ボランティア市民活動を推進します。 ・ボランティア養成研修やボランティアリーダー研修等を通じて、人材の養成を行います。（再掲） 		

施策4. 社会参加や交流の場の提供及び確保			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> 市や社会福祉協議会等が開催する講座等に積極的に参加し、知識や実践方法を学びます。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> 年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての人が参加できる行事の開催を働きかけます。 学校における子どもと地域住民のふれあいの機会や、総合的な学習や創造活動等への高齢者等地域住民の参加を進め、多様な経験・技能の活用を進めます。 外出が困難な障がい者や高齢者に対して、外出するための支援を行い、社会参加を促します。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の社会参加の促進 各種団体・グループの交流活動の促進 高齢者クラブ活動の支援と高齢者の経験・技能を活かした活動の促進 要援護者の外出支援事業の実施 	全期間	市民協働課 介護長寿課 生涯学習課 社会福祉課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 防災・防犯マップづくり事業や世代間交流支援事業を通じて、全ての人が参加できるよう働きかけます。 要援護者等の外出支援事業を、ボランティアや市民の参加によって行うことで、要援護者等の社会参加を促進するとともに、交流を進めます。 地域での福祉教育を総合的に推進するための事業を展開します（再掲） 		



第3節 安心の暮らしづくり

(1) 生活課題や福祉ニーズの早期発見・早期対応

① 地域福祉の課題

- 誰でも簡単に情報が手に入り、いつでも相談できる仕組みづくり
- 直接相談窓口に行けない人、夜間や休日でない人と相談に行けない人等のための多様な相談手段の確保

② 目標

- 支援を必要とする人が、安心して生活できる相談・支援体制をつくります。

③ 行政の取り組み

1. 取り組みの方針

日頃からの顔の見える関係づくりを通じて、地域に住む人々が地域の課題を共有し、問題解決に取り組めるような対応を進めます。

2. 取り組みの内容

施策1. 見守りや声かけ運動等の活動の促進と関係者（機関）のネットワーク化			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の一員として、地域にどんな課題があり、身近でどんな人が困っているのか、日頃から注意を払います。 ・民生委員児童委員等の活動を知り、見守りや声かけ運動に協力します。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・となり近所の協力体制づくりを進めます。 ・市民どうしによるひとり暮らし高齢者等要援護者の見守りや声かけ運動を進めます。 ・支援を必要としている人を福祉サービスの利用に結びつけるためさまざまな関係者が連携する仕組みづくりを進めます。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における関係者（機関）のネットワーク化の促進 ・要援護者の把握や安否確認に対する理解の促進 	全期間	市民協働課 環境安全課 社会福祉課 介護長寿課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・あん・しん・ねっと事業を通じて、市民どうしの見守り活動を進めるとともに、関係機関・者のネットワークを進めます。 ・防災・防犯マップづくり事業を通じて、地域内の要援護者支援の必要性の理解を進めます。 		

施策2. 地域における生活課題や福祉ニーズの把握			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・住民座談会等に積極的に参加し、意見交換をしながら、地域の課題解決や望ましい地域のあり方について考え、市や社会福祉協議会等の取り組みに協力します。 ・民生委員児童委員等の活動を知り、見守りや声かけ運動に協力します。 ・地域で解決できない課題については、関係機関や行政に連絡し、課題の解決を図ります。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・住民座談会等を支援し地域の課題を把握します。 ・民生委員児童委員等を通じて福祉ニーズを把握します。 ・地域のニーズを把握し、地域の要望に応えられる福祉施設への改善を図るため話し合いの場を設けます。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の状況把握 ・市民アンケート調査の実施 ・地域座談会の支援 ・福祉施設と地域の話し合いの設置 	全期間 前期	市民協働課 行財政改革推進室 社会福祉課 こども課 介護長寿課 環境安全課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・日常の業務や地域座談会等において、地域における生活課題や福祉ニーズを把握します。 		

施策3. 福祉サービスに関する情報の提供			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で解決できない課題については、関係機関や行政に連絡し、課題の解決を図ります。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・市や社会福祉協議会の行う広報や研修等を通して、福祉サービスの利用について市民自らが積極的に学び、利用しやすい情報を提供します。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やパンフレット、ホームページによる福祉サービスに関する情報発信 	全期間	社会福祉課 こども課 介護長寿課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・ホームページや研修会等を通じて、必要な情報の提供を進めます。 		

(2) 福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり

① 地域福祉の課題

- 利用者の不安や相談に的確に対応できる体制づくり
- 福祉サービスの利用方法や制度、福祉サービスを提供する事業者等の情報が的確に伝わる仕組みづくり
- 質・量ともに十分なサービスが提供される体制づくり

② 目標

- すべての人が、自ら選択し、安心して利用することができる福祉サービスとしてその内容を充実していきます。

③ 行政の取り組み

1. 取り組みの方針

福祉サービスを利用する市民一人ひとりに必要な情報が適切に届けられるように、対象者に応じた情報提供の方法を工夫します。

利用者のニーズに応えられるよう、福祉サービスの質の維持・向上を進めるとともに、一人ひとりにあった福祉サービスの提供を進めます。

2. 取り組みの内容

施策1. 情報提供のバリアフリー化			
地域住民	・日頃から、福祉に関する制度や福祉サービスについての理解を深めます。		
行政	・利用者に応じた情報整理と提供方法を工夫します。		
	主な事業 <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やホームページ、パンフレットそれぞれの利用者に応じた情報整理と情報提供の工夫（文字の大きさ、文章表現、レイアウト） ・点字資料や手話通訳者の派遣、外国語による情報提供 ・電話やインターネットによる相談体制の充実 ・地域包括支援センターの機能向上 	実施時期 全期間	担当部署 企画課 秘書課（市民相談室） 社会福祉課 市民協働課 介護長寿課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やホームページ等の充実を図るとともに、広報に関する研修会を開催し、情報発信の方法を考える機会をつくります。 ・地域ごとの総合窓口において、積極的な情報提供を行えるよう機能の強化を行います。 		

施策2. 総合的・専門的な相談支援体制の整備			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> 必要な福祉サービスを主体的に選択できるよう日頃から広報誌やパンフレットを収集、活用し、必要に応じて積極的に相談窓口を利用します。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> 総合相談窓口を設置するとともに、関係各課や社会福祉協議会等と連携し、相談事業を行います。 相談者の問題解決まで支援する相談・支援体制を確立します。 多様な対応ができる専門相談員を確保・育成します。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> 総合相談窓口の設置 関係各課や社会福祉協議会の相談事業の連携 問題解決まで見届ける相談・支援体制の確立 専門相談員の確保・育成 地域包括支援センターの機能向上(再掲) 	全期間	秘書課(市民相談室) 社会福祉課 こども課 介護長寿課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> あん・しん・ねっと事業の窓口機能を強化し、地域ごとの総合的窓口機能を強化します(コミュニティソーシャルワーカー)。(再掲) 障がい者相談支援事業やひよこ相談(障がい児生活相談)等を行うことで、身近な範囲での相談機能を充実します。(再掲) 		

施策3. 福祉に関する総合的な情報体制づくり			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から、福祉に関する制度や福祉サービスについての理解を深めます。 必要な福祉サービスを主体的に選択できるよう日頃から広報誌やパンフレットを収集、活用し、必要に応じて積極的に相談窓口を利用します。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> 行政各部署間の連携を強化するとともに、社会福祉協議会等関係機関や福祉サービス事業者等に関する情報を集約し、一元的に提供できる体制づくりを進めます。 コミュニティセンターや公民館、地域包括支援センター等へ資料コーナーを設置する等、情報提供を行います。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉情報の集約、一元化 コミュニティセンターや公民館、地域包括支援センターへの資料コーナーの設置 	全期間	社会福祉課 介護長寿課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとの総合窓口において、積極的な情報提供を行えるよう機能の強化を行います。(再掲) 		

施策4. 総合的・計画的な福祉施策の推進			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが、地域福祉の担い手であることを自覚し、地域福祉活動に積極的に参加します。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画をはじめとした各種福祉関連計画に基づき、総合的・計画的に福祉施策を推進します。 ・福祉関連計画、地域福祉活動計画等に基づく福祉サービスの提供体制を充実します。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・那珂市地域福祉計画の推進 ・那珂市高齢者保健福祉計画の推進 ・健康なか21・すこやか親子21の推進 ・那珂市次世代育成支援行動計画の推進 ・那珂市障害がい者プランの推進 	全期間	社会福祉課 介護長寿課 こども課 保険課(保健センター)
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次地域福祉活動計画の進行管理及び第2次社協発展・強化計画の進行管理を行うことで、適正に計画を進めます。 		



(3) 人にやさしい福祉のまちづくりの推進

① 地域福祉の課題

- 人にやさしい福祉のまちづくり（道路、交通機関、住環境などの改善）
- 犯罪のないまち、防犯体制の確立
- 災害時等緊急事態の際の要援護者への迅速かつ的確な支援体制づくり
- 要援護者の情報の的確な把握と関係機関等との情報の共有

② 目標

- 住み慣れた地域で、誰もが安全に安心して生活できる福祉のまちづくりを進めます。

③ 行政の取り組み

1. 取り組みの方針

障害の有無、年齢、性別、社会的環境、国籍、家族環境、ライフスタイル等によって差別されることなく、誰もが安全で安心して暮らせる、福祉の視点からのまちづくりを進めます。

災害時における要援護者の支援体制づくりが急務であることから、要援護者の情報の把握、共有及び安否確認体制づくりを進めます。

2. 取り組みの内容

施策1. ユニバーサルデザインに配慮した環境整備			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における危険なところや不便な点、介助や手助けが必要な場所を把握し地域でできる補修や改善を進めます。必要な場合は行政等に連絡します。 ・災害時等に備え、身を守るために必要な知識を学びます。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者等が地域の中で生活するには、さまざまなおところに出向く機会があります。公共施設や道路等、多くの人々が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインによる生活環境づくりを推進します。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の道路や交通機関、建物等のバリアフリー状況調査の実施 ・福祉ガイドマップの作成 ・ユニバーサルデザインに関する啓発活動の実施 	全期間	建設課 都市計画課 社会福祉課 生涯学習課 学校教育課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・防犯マップづくり事業を通じて、地域内の実情を把握できるようにします。 		

※ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、多くの人々が利用しやすいデザインのこと

施策2. 要援護者に関する情報の把握と共有			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援者は、要援護者の個人情報には十分注意したうえで、災害時の活動に必要な情報を共有し、非常時に備えます。 ・援護が必要だと思われる場合は、災害時要援護者の登録を行います。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者登録台帳を整備し、定期的に更新を行います。 ・速やかに要援護者の状況を確認できるようルールを定め、関係機関と情報を共有することで非常時に備えます。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者支援制度の実施 	全期間	環境安全課 社会福祉課 介護長寿課 消防本部
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・あん・しん・ねっと事業と災害時要援護者支援制度のさらなる連携を進めます。 		



施策3. 災害や犯罪に強いまちづくりの推進			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者として活動するため、定期的に要援護者を訪問し声かけを行い、平常時から交流を深めます。 ・ 災害時に出火防止や初期消火、救出援護、避難誘導等が確実にできるよう、地域や行政による訓練等に積極的に参加します。 ・ 日頃から防犯意識を高め、子どもへの声かけ、安全パトロール等への協力や門灯の点灯等地域の防犯対策に協力します。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要援護者一人ひとりに地域支援者を確保するための方策を決定し、災害時の支援体制を確立します。 ・ 災害時の福祉避難所として、民間福祉施設等を確保します。 ・ 災害時には速やかな情報提供や避難所の広報を行います。 ・ 防災訓練では、多くの広報手段を活用し要援護者に参加を呼びかけます。 ・ 災害時の要援護者情報を集約する連絡担当者を定めるとともに、安否確認情報が関係部局に円滑に報告されるよう庁内の役割分担・連絡体制を明確にします。また不測の事態に備え、代替者が安否確認を行う等バックアップできる体制を整えます。 ・ 地域住民がお互いに災害や犯罪から身を守るための自主防犯組織や自主防災組織の設立や活動を支援します。 ・ 事故や犯罪が起きないように地域内を点検し、危険を解消する取り組みを行います。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者支援対策事業の実施(再掲) ・ 地区で取り組む組織づくりや活動の支援 ・ 危険箇所の点検、危険解消の取り組み実施 ・ 子どもの安全な遊び場の確保 	全期間	環境安全課 市民協働課 社会福祉課 こども課 介護長寿課 消防本部
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ あん・しん・ねっと事業と災害時要援護者支援制度のさらなる連携を進めます。(再掲) ・ ボランティア講座等を通じて、防災ボランティアの養成を進めます。 ・ 防災・防犯マップづくり事業において、防災・防犯両面で利用可能なマップづくりを進めます。 		

第4節 支え愛の仕組み（体制）づくり

① 地域福祉の課題

- 市民、行政、関係団体が対等の立場で、協力して役割を分担しあえる関係づくり
- 市民、行政、関係団体の信頼関係を構築し、相互に連携・協力しやすい環境づくり
- 市民の自発性を尊重し、多様な活動を支援する受け皿づくり

② 目標

- 市民と行政の「協働」の仕組みを整え、市民と行政、関係団体、福祉関連事業者等、地域福祉に関連する多種多様な個人・組織がそれぞれの役割を果たしつつ、連携した実効力のある取り組みを進め、地域の特性にあわせた住民自治活動を展開します。

③ 行政の取り組み

1. 取り組みの方針

福祉のさまざまな関係機関や市民が連携し、ともに質の高い福祉サービスを提供できるようなネットワークづくりや利用者の視点に立った福祉サービスの提供を進めます。

2. 取り組みの内容

施策1. 関係機関のネットワークづくり			
地域住民	・地域のことに関心を持ち、ネットワーク等には進んで参加します。		
行政	・行政や民間、NPOやボランティア等福祉に関わるさまざまな機関が互いの取り組みを知り必要な連携体制が築けるよう、相互の理解、交流を進めます。		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> ・行政や民間、地区まちづくり委員会、自治会、NPOやボランティア等さまざまな機関の連携体制構築のための相互理解、交流の実施 ・地域における関係者（機関）のネットワーク化の促進（再掲） 	全期間	環境安全課 社会福祉課 市民協働課 生涯学習課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の基本的役割として、関係機関のネットワークづくりを強化します。 ・地域福祉推進研修会を通じて、お互いの取り組みを理解する機会を設けます。 		

施策2. (仮称) コミュニティソーシャルワーカーの配置の支援			
行政	<ul style="list-style-type: none"> 地域の福祉に関するさまざまな課題（福祉ニーズ）を発掘し、その課題解決に向けて、地域住民の理解と協力（賛同）を得ながら、活動を行うコミュニティソーシャルワーカーの配置（社協）を支援します。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉の課題（福祉ニーズ）の把握と解決を図るコミュニティソーシャルワーカーの配置（社協）を支援 	後期	社会福祉課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域の総合窓口担当として、エリアごとの地域活動・ボランティア活動・福祉教育活動・個別支援活動を総合的に行うコミュニティソーシャルワーカーを配置します。 		

施策3. 定期的な地域福祉活動の検証の場の設置			
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> 地域における福祉活動の取り組み状況や達成状況を確認し、さらに住みやすい地域づくりを目指します。 		
行政	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとに地域福祉活動の取り組み状況を発表しあう等、計画の進捗状況を把握するとともに、計画の見直しを行う場を設けます。 		
	主な事業	実施時期	担当部署
	<ul style="list-style-type: none"> 地区ごとに地域福祉活動の取り組み状況等を発表しあう機会の支援 	後期	社会福祉課
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進研修会や地域座談会等を通じて、地域福祉活動の定期的検証を行います。 		



第5章

計画の推進のために

第5章 計画の推進のために

(1) 地域の福祉力の強化

“思いやりにあふれ、お互いを支えあうなかのよい市民のまち”の実現



地域の課題を地域で解決するための取り組みの一層の充実・強化



小福祉圏域または基幹福祉圏域での地域福祉活動や人材、施設等の地域資源のネットワーク化を構築することにより、「出会いの場」「話しあいの場」「協働の場」を確保

(2) 計画の推進体制づくり

市民、関係団体、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協働し、総合的・長期的に活動を継続することが重要

① 各主体の役割

1. 市民の役割

- ・市民一人ひとりが、福祉や人権に対する意識や認識を深め、地域の問題や生活課題について、気づき、その解決に向けて積極的に行動すること
- ・ボランティア等の社会活動に自主的に参加し、となり近所の人々とお互いに助けあい、事業者からの情報、福祉サービスの提供を受けながら、地域福祉の担い手として主体的に行動すること

2. 福祉サービス提供事業所等関係団体の役割

- ・福祉サービス利用者のニーズを把握し、サービスの充実や新たなサービスの提供を図っていくとともに、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、福祉サービス以外のサービスとの連携に取り組むこと
- ・市民の地域福祉活動への参加の支援や福祉のまちづくりへの参画に努めること

3. 社会福祉協議会（地域福祉を推進することを目的とする団体）の役割

- ・地域の実情を把握し、市民とともに地域課題に取り組むこと
- ・「那珂市地域福祉活動計画」の推進を図り、地域密着の立場で、総合的な相談事業、ボランティア活動の推進、福祉意識の啓発、人材育成、地域のネットワーク強化、地域の実情に応じた福祉サービスや支援を行い、「自助」「共助」のための福祉組織づくりを推進し、地域の福祉力の向上を支援すること

4. 市の役割

市の責務＝地域福祉の推進にあたって、市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する「公助」

- ・地域福祉を推進する社会福祉協議会やボランティア団体等と相互に連携、協力を図るとともに、市民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策を推進すること
- ・地域福祉への住民参加の促進と、ボランティア団体等が主体的に活動できる条件や地域福祉活動拠点の整備を行うこと

② 地域における推進体制づくり

- ・地域福祉の担い手である市民の主体性を最大限に尊重しつつ、基幹福祉圏域である地区ごとに地域福祉の取り組みを進めます。
- ・地区のまちづくりや地域の福祉力の向上を進めるうえで、中心的な役割が期待される人々に対して、本計画や社会福祉協議会の地域福祉活動計画の普及・広報に努め、地区の実情に応じた地域福祉の推進体制づくりを促進・支援します。
- ・地区まちづくりに関するさまざまな支援制度を活用しつつ、市民による自主的な取り組みを支援するとともに、地区の取り組みを全市的に紹介する等、地域福祉活動の展開を広げていきます。

③ 全市における推進体制

主体となる個人・組織の協働のもとで全市的な推進体制を整備し、本計画に基づく事業の実施状況を把握し、評価しながら改善・見直しを行います。

1. 地域福祉計画推進委員会

本計画の着実な推進を図るために、市民参加のもと福祉関係団体などで構成する地域福祉計画推進委員会を設置します。

委員会では、計画の推進に関して必要な事項を調査・審議するとともに、社会福祉協議会や地域とも連携を図りながら、計画の進捗状況の確認・評価を行います。

2. 地域福祉計画ワーキング委員会

本計画は、福祉だけでなく、健康・医療・教育・交通・住宅・環境などさまざまな分野に関わっています。このため、福祉担当部局が中心となって、関係部局との連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。地域福祉計画ワーキング委員会では、地域福祉計画にある各部・各課・社会福祉協議会の連携した取り組みを推進していくために必要な情報交換や課題の解決に向けた検討を行い、必要に応じて地域福祉計画推進委員会に報告します。